



長野県報

2月18日(月)
平成20年
(2008年)
第1940号

目 次

告 示

事務処理規則に基づき平成19年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等の指定（行政改革課）	2
身体障害者福祉法施行令に基づく医師の指定の辞退（障害福祉課）	2
身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障害福祉課）	2
身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更（障害福祉課）	3
土地改良事業等補助金交付要綱の一部改正（農地整備課）	3
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	5
昭和61年選告示第66号（公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設）の一部改正（選挙管理委員会）	5

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（NPO活動推進課）	6
一般競争入札（情報政策課）	6
一般競争入札（2件）（管財課）	7
一般競争入札（長寿福祉課）	8
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の縦覧（2件）（農地整備課）	9
開発行為に関する工事の完了（建築管理課）	9
一般競争入札（35件）（管財課）	10
開発行為に関する工事の完了（建築管理課）	39
一般競争入札（県立病院課）	39
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定（事業課）	40
警備業法に基づく検定（生活安全企画課）	40
一般競争入札（3件）（生活排水対策課）	41
一般競争入札（6件）（事業課）	44
一般競争入札（高校教育課）	49

訓 令

教育長の権限に属する事務処理規定の一部改正（こども支援課）	49
-------------------------------	----

**長野県告示第71号**

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）別表第2の6の(2)の規定により、平成19年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

平成20年2月18日

長野県知事 村井 仁

児童環境づくり基盤整備事業補助金交付要綱（平成19年10月16日付け19こ家第218号社会部長通知・平成19年10月16日付け19教こ第239号教育長通知）の規定に基づく補助金の交付

放課後こどもプラン推進事業補助金交付要綱（平成19年10月29日付け19こ家第230号社会部長通知・平成19年10月29日付け19教こ第255号教育長通知）の規定に基づく補助金の交付（放課後児童健全育成事業及び放課後子ども環境整備事業に係るものに限る。）

行政改革課

長野県告示第72号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退がありました。

平成20年2月18日

長野県知事 村井 仁

氏名	診療を行う医療機関の所在地及び名称	辞退年月日	理由
平林重宣	松本市城東1-1-2 医療法人社団松平会 平林眼科医院	平成19年12月27日	死 去
上條千佳	小諸市大手2-4-7 医療法人 閔医院	平成20年1月29日	県外転出

障害福祉課

長野県告示第73号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

平成20年2月18日

長野県知事 村井 仁

氏名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称
原田由紀子	肢 体 不 自 由	安曇野市豊科3100 長野県立こども病院
宮入洋祐	肢 体 不 自 由	安曇野市豊科3100 長野県立こども病院
鷲見庸介	肢 体 不 自 由	上田市中央西1丁目2-10 医療法人健救会 柳澤病院
平松邦英	腎 呼 吸 腸 器	岡谷市本町4-11-33 市立岡谷病院
平林博	視 觉	松本市城東1-1-2 医療法人社団松平会 平林眼科医院
下島吉雄	肢 体 不 自 由 平 音 声 言 語 器 呼 吸 器	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
寺崎貴光	心 脏	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
山本浩二	ぼうこう又は直腸 小 腸	駒ヶ根市上穂南11-5 医療法人公仁会 前澤病院
松永智美	肢 体 不 自 由	上水内郡飯綱町大字牟礼2220 飯綱町立飯綱病院

障害福祉課

長野県告示第74号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

平成20年2月18日

長野県知事 村井 仁

氏名	変更前の医療機関の所在地及び名称	変更後の医療機関の所在地及び名称
柏原剛	伊那市伊那1313-1 伊那中央病院	佐久市臼田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院
堀利雄	松本市大字芳川村井町1209 独立行政法人国立病院機構 松本病院	松本市城西1-5-16 城西病院
小林巖	松本市中央2-9-8 藤森病院	松本市蟻ヶ崎2132 松本市城山介護老人保健施設
木村雅樹	北佐久郡軽井沢町大字長倉2275-1 軽井沢町国保軽井沢病院	佐久市岩村田1315-1 佐久平ファミリークリニック 内科・消化器科
甘利富士夫	伊那市伊那部4258-3 富士眼科医院	飯田市鼎名古熊567-1 飯田中央眼科

障害福祉課

長野県告示第75号

土地改良事業等補助金交付要綱（昭和41年長野県告示第591号）の一部を次のように改正し、平成19年度の補助金から適用します。

平成20年2月18日

長野県知事 村井 仁

別表の公共事業の項中

農用地等 集団化事 業	1 農用地等集団化事業 付表2の1に掲げる事業のいずれかを行うものであつて、その受益面積がおおむね5ヘクタール以上であるもの なお、同表の1の(3)に掲げる事業にあつては、同表の1の(2)に掲げる事業と計画上一体をなすものに限る	同上	10分の8以内。ただし、付表4の1に掲げるものにあつては、10分の8.5以内	同上
-------------------	--	----	--	----

を

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	1 農業の生産性の向上、効率的・安定的な農業経営の確立等を促進するために必要なきめの細かい土地基盤の整備等を行う事業であつて、次のいずれかに該当するもの (1) 付表1の1から5までに掲げる事業のいずれかを行うものであつて、その受益面積がおおむね5ヘクタール以上であるもの又は同表の1から5までに掲げる事業のうち2以上を併せて行うものであつて、これらの受益面積の合計がおおむね5ヘクタール以上であるもの (2) (1)と併せて付表1の6から14までに掲げる事業を行うもの	同上	同上	同上
	2 田園環境整備マスタートップランにおいて定められた自然と共生する環境を創造する区域において行う次に掲げる事業 (1) 環境創造型整備 ア 生態系保全施設整備 土地改良施設等において生態系を保全するために必要な施設の整備 イ 景観保全施設整備 土地改良施設等において景観を保全するために必要な施設の整備 ウ 特認事業 知事が特に必要と認める事業 (2) 地域資源保全整備 ア 土地改良施設保全整備 土地改良施設の多面的機能を維持するために必要な施設の整備 イ 農地保全整備 農地の多面的機能を維持するために必要な施設の整備 ウ 農業生産基盤整備 農業生産条件を改善するための土地改良施設の整備及び農地の整備 エ 生活環境基盤施設整備 土地改良施設等の保全に必要な生活環境基盤施設の整備 (3) 地域住民活動促進環境整備 ア 交流活動基盤施設整備 地域内外の住民の交流を通じた土地改良施設等の保全活動に必要な施設の整備 イ 土地改良施設等周辺環境整備 土地改良施設等の保全活動に地域内外の住民が参加する契機となる施設の整備	同上	10分の5.5以内	同上
農用地等集団化事業	1 農用地等集団化事業 付表2の1に掲げる事業のいずれかを行うものであつて、その受益面積がおおむね5ヘクタール以上であるもの なお、同表の1の(3)に掲げる事業にあつては、同表の1の(2)に掲げる事業と計画上一体をなすものに限る	同上	10分の8以内。ただし、付表4の1に掲げるものにあつては、10分の8.5以内	同上

に、「元気な地域づくり交付金」を「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」に、

災害復旧事業	2 1の(1)の補助計画概要書を市町村、土地改良区又は農業協同組合が作成するのに要した経費のうち知事が認めたもの	同上	10分の5	
--------	--	----	-------	--

を

災害復旧事業	2 1の(1)の補助計画概要書を市町村、土地改良区又は農業協同組合が作成するのに要した経費のうち知事が認めたもの	同上	10分の5	
特殊地下壕対策事業	<p>次に掲げる要件をすべて満たすもの</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域（イにおいて「農業振興地域」という。）内の農地等が被災しその復旧に伴い対策が必要と認められる特殊地下壕について、埋め戻し、防災処理等を実施するもの</p> <p>イ 農業振興地域内において陥没、落盤、壁面のひび割れ又は出水等が顕著となつており、農地、建築物等に対する危険度が増し放置し難い特殊地下壕について、埋め戻し、防災処理等を実施するもの</p> <p>(2) 旧軍その他これに準ずるものが築造した特殊地下壕であるもの</p> <p>(3) 一箇所の事業費が200万円以上のもの</p>	同上	10分の6以内	

に改める。

農地整備課

長野県告示第76号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県土木部砂防課並びに関係の建設事務所、市役所に備え置きます。

平成20年2月18日

長野県知事 村井 仁

区域名	区域の範囲	市町村	大字	字	地番	標柱番号
上川原柳	平成8年8月15日長野県告示第609号で指定した上川原柳急傾斜地崩壊危険区域の標柱6号と7号を結んだ線、標柱6号と右に掲げる地番の土地に存する標柱11号を結んだ線、標柱11号から13号までを順次結んだ線及び標柱13号と平成8年8月15日長野県告示第609号で指定した上川原柳急傾斜地崩壊危険区域の標柱7号を結んだ線に囲まれた区域	上田市	中央東 住吉	八反 “	2282番5 165番1 165番2	11号 12号 13号

砂防課

選告示第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により報告があったので、昭和61年選告示第66号（公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設）の一部を次のとおり改正します。

平成20年2月18日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

表中「松本市ピナスホール　　〃　会田1001番地1　　〃　　」を

松本市ピナスホール	〃	会田1001番地1	〃	
松本市四賀保健センター	〃	七嵐85番地2	〃	
松本市中川老人集会施設赤松館	〃	中川7073番地1	〃	に改める。

選挙管理委員会